

宿泊体験学習の在り方について

1 本市の宿泊体験学習のねらい

- 日常とは異なる生活環境の中で、自然や文化に親しみ、見聞を広め、集団生活の在り方を学ぶなど、望ましい体験を通して豊かな人間性や社会性、自ら考える力などを育てる。
 - ＜移動教室＞ ※小学校第5学年で実施
千葉県少年自然の家に「教室」を移して宿泊体験を行うことで、自立的な生活態度を身に付け、人や自然との関わりを通して思いやりや社会性を育む。
 - ＜農山村留学＞ ※小学校第6学年で実施
日常とは異なる生活環境の中で、児童相互、教師と児童、訪問地の人々との触れ合いを経験し、生き方について考え、他者を思いやる心や、郷土への愛着や誇りを育む。
 - ＜自然教室＞ ※中学校第2学年で実施
豊かな自然環境のもとで、規律ある集団生活を行いながら、自然を生かした様々な体験活動を実施し、調和のとれた健全な心身を育む。

【学習指導要領での扱い】

- 小学校学習指導要領では、総則第一の2で、「集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない」、中学校学習指導要領では、総則第一の2で「職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるように配慮しなければならない。」と示している。
- 小学校総則第6章の特別活動の遠足・集団宿泊的行事においては、「自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。」と示している。
- 「豊かな体験活動を経験させながら、子どもたちの自立心や思いやりの心、規範意識などの豊かな人間性や社会性をはぐくむことが重要である」との認識を示しているといえる。

2 これまでの経緯と課題等

(1) 経緯

- ・昭和50年度 健康増進事業として、市内全中学校(2年生)が高原千葉村林間キャンプ(後の自然教室)を実施開始。
- ・平成13年度 「子どもいきいきプラン」に基づき、小学校における農山村留学を長野県でモデル実施。
- ・平成14年度 農山村留学を拡充。
- ・平成17年度 市内全小学校(6年生)で農山村留学を実施開始。
- ・平成17年度 「千葉県少年自然の家」開設により、市内全小学校(5年生)で移動教室を実施開始
- ・平成24年度 県内での農山村留学でホームステイを実施開始。
- ・平成27年度 長野県での農山村留学を廃止。県内及び茨城県での実施へ。
- ・平成28年度 県内での農山村留学開始(全小学校)
- ・平成30年度 「高原千葉村」廃止により、自然教室の実施方法を検討。
- ・平成31年度 自然教室を赤城及び那須甲子の国立施設で実施開始。

(2) 状況

- ① 3泊4日を基本としていた農山村留学を2泊3日とする学校が年々増加している。また、5・6年生の2学年とも市少年自然の家を利用する学校がある。
 - ・アレルギー症状等をもつ児童の増加により、施設での宿泊やホームステイでの対応が難しくなっていること。
 - ・宿泊期間が長いと、けがや病気、トラブルが多くなっていること。
 - ・保護者の経済的負担が大きくなっていること。
 - ・高学年を担当する教諭及び養護教諭の負担が大きいこと。教職員の子育て世代が多くなり、宿泊が負担となる教員が増えていること。
- ② 県内の施設を利用した実施では、民泊に受け入れ先が限られている。
- ③ 「千葉県少年自然の家」の在り方の見直しが検討されている。
 - ・令和7年度以降の施設運営の検討にあたり、宿泊体験学習で施設を利用する場合の考え方が求められている。

<市少年自然の家を巡る状況>

- 平成27年度の資産の総合評価において、事業収支比率の低さ、それに伴う今後の運営の効率化（利用対象者拡大、中学生以下有料化を含む使用料の見直し等）を図るよう指摘を受けた。
 - ・事業収支比率＝3%（年間収入約900万円／年間委託料支出約3億）
- 平成30年度に、PFI事業契約が令和元年度末を以て終了するため、指定管理者制度の導入を決定した。
 - ・事業収支比率改善のため、条例改正により、令和2年度から子ども料金の有料化、日帰り利用の受入、利用対象者の拡大を実施。

(3) 課題

ア 宿泊体験学習の系統性を見直し

- ・移動教室(小5)と農山村留学(小6)、自然教室(中2)の活動のねらいの明確化
- ・自然教室は、3年間程度の新たな宿泊地で実施を踏まえ、今後の方向性について検討

イ 農山村留学における民泊の拡充

- ・事業のねらいから、民泊を行う学校数を増やしたい。

ウ 児童生徒、保護者の意見聴取

- ・見直しにあたっては、児童や保護者、教職員の意見を十分に聴取して検討する必要がある。

エ 市少年自然の家の積極的な利用

- ・市少年自然の家は自然体験学習を行う場として果たす役割は大きいため、日帰り利用による体験学習の実施や、保護者や教職員の負担を軽減する方法の検討など、有効活用を模索する。

オ 教職員の負担軽減

上記をふまえ、学校教育審議員の皆様からご意見を伺いたい